企画・統計、広報関係担当部課長会議　会議録

１　日　時　令和６年５月 22 日(木)　13:30～14:40
２　会　場　愛知県自治センター　大会議室
３　当番市　常滑市
４　出席者　（愛知県）政策企画局広報広聴課　課長補佐　石川淳二
地方創生課　課長補佐　丹羽将也
総務局総務部総務課　　課長補佐　牧　英史
県民文化局県民生活部統計課　課長補佐　荒川真由美
（市）常滑市秘書広報課長　土井孝美　始め 40 名
（市長会事務局）行政係長　成瀬博幸　　財政係長　武本恵
５　内　容
（１）開　会（市長会事務局）
この会議は、各部門における課題等につきまして、意見交換や情報提供を行い、また必要に応じて、愛知県の方からご助言などもいただくといったことを目的として例年開催しております。
この会議は、取り扱う分野の幅が広いため、今回上がっている議題の所管課が複数にまたがる市も多いかと思いますが、会議後にでも直接お問い合わせしていただくなど情報交換していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

（２）あいさつ
○政策企画局広報広聴課　課長補佐　石川淳二
広報関係で３つ議題が挙がっておりますが、広報紙の配布方法については、昨年も上がっていたように皆様の関心の高いテーマなのかなと思っております。
一方で、デジタル技術の発展や普及によりまして、これまで通りのやり方が必ずしも効果的、合理的ではなくなってきた中で、県といたしましても、本日皆様との状況などを聞かせていただき今後の検討の参考にさせていただければと思います。

○地方創生課　課長補佐　丹羽将也
県では、昨年の 10 月に「愛知県まちひとしごと創生総合戦略」を策定しました。
今回、人口減少の議題が上がっていますが、５月 17 日に、愛知県市町村人口問題対策検討会議を立ち上げまして、関係市長さんにもご出席をいただきました。今後は、ワーキンググループにおいて、具体的事業について議論してまいりますので、よろしくお願いします。地方創生、そして人口減少につきましては、各市と県が一緒に取り組んでいく必要がありますので、引き続き連携してまいりたいと思います。

○総務局総務部総務課　　課長補佐　牧　英史
本日は、議題３で内部統制が上がっています。平成 29 年の地方自治法の改正により、都道府県と政令市には内部統制に関する方針の策定や体制の整備が義務付けられ

ております。
県では令和２年３月に方針を策定して、法施行日の令和２年４月１日から制度の取り組みを開始し、今年度で運用５年目を迎えております。
また、国が作成した地方公共団体における内部統制制度の導入実施ガイドラインが令和６年３月に改正されております。
こうした状況から県といたしましても同制度の運用について検証し、必要な対応を講ずる時期にあるのではないかなと感じております。本日は、各市の制度導入への検討状況をお聞かせいただき、今後の対応に向けよい機会としたいと思っております。

○県民文化局県民生活部統計課　課長補佐　荒川真由美
統計関係では、来年度、国勢調査があり、今年度は調査区の設定をする事務があります。
議題にあります統計 GIS について、調査区の設定に当たっては、複数の市町村で GIS に国勢調査の境界データを重ね合わせて、調査区の設定を行っているところがあることは知っていましたが、具体的にどう使ってるのかという詳細までは把握しておりませんでしたので本日は勉強させていただきます。

（議長選出　建制順により常滑市秘書広報課長　土井孝美）

会議の進行は、次のとおり行う旨、議長から説明。
①議題ごとに提案市が趣旨説明
②回答について補足説明がある市は補足説明
③他の市の状況についてさらに確認したい事項がある場合は、提案市→他の市
④質問が出尽くしたら愛知県からコメント

（３）議題

議題１　人口減少対策における推進体制や新たな取り組み

（趣旨説明　西尾市）
西尾市は、西三河の一番南の方に位置しております。先日の愛知県における人口減少対策会議におきましても 11 自治体の中に選ばれました。
本市では、人口減について危機感を感じており自然減を少しでも緩やかにしていかないといけないということで、昨年、国内最大手のマッチングアプリ「ペアーズ」の運営会社エウレカと協定を結び、婚活イベントなどをやっているところです。
ただ、一つの課だけではなかなかうまくいかないので、各市の状況をご教示いただきたいと思い提案いたしました。

（補足説明、追加質問なし）

（愛知県コメント　地方創生課）
昨年４月に、知事を本部長とする愛知県人口問題対策推進本部を設置しました。庁内の各部局が人口問題対策に連携して取り組むということで設置をしましたが、全部

局の取り組みを一体的な施策として行うような推進体制は確立していないのが実情です。
　地方創生課が人口問題対策の取りまとめを行ってはいますが、県庁内の全ての関連の取り組みをハンドリングしているような状態にはなく、案件に応じて関係部局が連携して進めています。
　新たな取り組みに関しましては、17 日に愛知県市町村人口問題対策検討会議を立ち上げ、６月頃、ワーキンググループを３つ（農林水産業の振興、地域交通の確保、空き家の活用）立ち上げる予定をしています。当面は、この３つの WG で議論を進めていきます。WG には県だけではなく、希望する市町村の皆様にもメンバーとして入って議論いただきます。
　最終的には新しい施策、事業を、このワーキンググループからアウトプットできるように積極的に議論を進めていきたいと思いますので、参加する市の皆様方にも積極的にご意見をいただければありがたいです。

議題２　統計業務での GIS の利活用について
（趣旨説明　蒲郡市）
到着が遅れていたため、説明省略

（補足説明、追加質問なし）

（愛知県コメント　統計課）
　国勢調査の調査区設定については、市内全域を世帯数が大体 50 世帯になるように調査区を区切ったり、自治会に依頼するのであれば自治会の境界も考える必要があります。また、調査区ごとの都市計画区分も出さなければならないなど、非常に大変な作業になります。
　自治体から GIS に国勢調査の境界データを重ね合わせたいが、データはどのように提供してもらえるのか、といった問い合わせがあります。その都度、こちらも案内はしますが、実際に、どのように活用されているのかは把握していませんでした。
　本日の資料を見させていただいたところ、境界データを重ね合わせるだけではなく、自治会境界のデータも重ね合わせていたり、調査員さんの住所情報もさらにそこに載せて、配置に役立てていることなどを、今回初めて知りました。素晴らしいと思います。
　今年度、調査区の設定事務がありますので、こういった情報を共有しながら県と市町村が連携してやっていきたいと思っております。

議題３　内部統制制度の取り組み状況について
（趣旨説明　愛西市）
　令和２年４月から都道府県及び政令指定都市における内部統制制度の導入が義務付けられ、指定都市以外の市町村においても努力義務となっています。

私自身、以前の課で管理職として介護保険料の還付金の未処理事案に関わったことがありました。不適切事案の発生後の担当者や関係者は、短時間で労力と時間に相当の負荷がかかります。そのため、事前に事務処理上のリスクを想定し、対応策を講じて管理することで適正な業務執行を確保するとともに、持続可能なまちづくりを支える行財政運営と信頼される行政を目指すため、制度の導入を検討しています。

導入に向けて検討する上で、各市の取り組み状況をお聞きしたく提案いたしました。

（補足説明なし）

（追加質問　愛西市）

一宮市、豊川市、小牧市、大府市にお伺いします。①内部統制制度を導入した経緯、②導入するにあたって庁内的に実施して良かった点、③導入してよかった点、導入後の課題、④導入後の年間スケジュールをお教えください。

（追加質問回答　一宮市）

① 令和２年度に努力義務が課されたということで、試しにやってみようという感じで始めました。

② 国からのガイドラインや先進自治体のチェックシートを取り寄せて参考にしましたが、本市の内部事情もありますので、それにプラスして財務、監査、会計、デジタル部門、契約部門にも事前にチェックシートに関する意見をもらい、市独自のチェックシートを作ることができた点です。

③ 我々の仕事は法に対して厳格に行うべきだという大原則がございますので、それを職員に対して意識付けできができたと感覚的に感じています。

一方で、チェックシートにチェックを打つだけの作業にもなってしまいますので、おざなりに年に１回チェックして提出する部署も見られます。そのため、読み込まないと誤った回答にたどり着いてしまうようにするなど、職員が真剣に取り組むように工夫を凝らしています。

ただ、どこの市も一緒だと思いますが、内部統制だけではなくて、通常の内部監査や外部監査がございますので、事務として重なる部分もあり、どこまで力を入れてやるべきかは課題になっております。

④ ４月に各所属に配布し、年間通じてチェックをしながら、年度末に回収し、それを確認して内容を見直します。

（追加質問回答　豊川市）

① 地方自治法における事務の複雑化、多様化が進み、これまで以上に事務の適正性の確保の要請が高まっていること、地方自治法におけるガバナンス強化が求められていることから、市民の市政に対する一層の信頼を確保し、適正な行政サービスを提供するため、令和４年度に地方自治法に基づく内部統制制度を導入しました。
制度の対象事務は財務に関する事務に限っています。

② 平成 27 年度から検討を始め、段階的に、計画的に導入検討を推進できたことです。平成 29 年度からは、県内の大学教授に内部統制アドバイザーをお願いし、導入前から庁内の検討委員会に参画いただき、職員研修の講師、基本方針の策定に関する助言まで一貫してお願いできたことです。

③ 良かった点は、導入により、全職員に対してリスク管理意識の醸成について取り組むことができている点です。

課題は、リスクの発現に対しての対処法を、全庁的に横展開する仕組みの検討です。

④ 年度はじめからシートにチェックをしていき、年度末にリスク管理シートの各課評価を取りまとめます。翌年度の５月上旬に、財務事務所管課による評価を行い、５月中に評価報告書を作成します。６月中旬に、評価報告書を監査委員事務局へ提出、９月議会で報告し、合わせてホームページでも公表します。

（追加質問回答　小牧市）

小牧市の体制としては、人事課のコンプライアンス推進係が所管しており、民間採用の公認会計士の係長職が１人おりますので、そこを中心にやっています。

① 不適切事務や不祥事等を契機に適正な業務の執行を図るため、平成 23 年度から段階的にリスクマネジメントを実施していました。総務省から内部統制制度の導入実施ガイドラインが示されてからは、その枠組みを参考に、リスクマネジメントを実施してきたところです。

その上で、市民サービスを安定的、継続的、効果的に提供していく行政体制を確立するため、令和５年度から内部統制制度を本格導入しました。

② 平成 23 年度から段階的にリスクマネジメントを実施していたこと、その後、課長級から係長級までを対象に実施したリスクマネジメントに係る職員研修、内部統制制度の導入実施ガイドラインの職員研修はやってよかったと担当は言っておりました。

元々リスクマネジメントの推進をしていたため、内部統制制度のスムーズな導入ができたと考えております。

③ 良かった点は、各課において業務レベルで行う内部統制の自己評価を通して、リスクへの認識を高めることができた点と、事務局としても組織全体で業務上のリスクをコントロールする体制を整備することができた点です。

課題については、リスクマネジメントに対する職員意識のより一層の向上が求められるということと、「重大な不備」の判断基準について、今後他市の例を参考にどこまで文章で明確化できるかということです。

④ ６月に第１回目となります内部統制委員会を開催し、当年度の内部統制実施方針案と前年度の内部統制評価報告書を提出します。７月にその内部統制実施方針の庁内周知を図るとともに、各部署で業務レベルの内部統制の整備及び運用状況の評価、いわゆる自己評価を実施しています。11 月に２回目の内部統制委員会を開催し、上半期の内部統制状況について中間報告を提出します。前年度の内部統制評価報告

書を、翌年度６月に監査委員に、９月議会に提出します。

（追加質問回答　大府市）

昨年の 10 月から試行運用を行いまして、今年度の４月から本格運用を行っております。

① 事務の効率化や適正化への取り組みについては、10 年以上前から事務改善として毎年各課の提案を発表するという組織風土がありました。その中で、内部統制の運用について、市長から一度検討するようにという指示がありましたので、検討を始めたものです。

② 導入過程において実施して良かった点は、対象事務は財務に関する事務ですが、対象事務を洗い出す過程において、税も含めて様々な事務でどういったリスクがあるかを全庁的に洗い出せたことです。

また、試験運用を昨年の 10 月からスタートしていますが、９月に、部課長級の職員を対象に内部統制の制度についての職員研修を行ったことも良かった点です。

③ 年間通じて実施し、年度の終わりに自己評価を作成し提出するという流れは、導入している他市と同様です。まだ導入したばかりですが、年間を通じて、各部署でリスクが発現した場合には、そのリスクの内容と再発防止策について、市長をトップとした部長級の職員で構成する推進体制の中で報告することとしています。人が特定される部分は伏せた上で、どういう事務で、どういうことが起きたということを報告しつつ、今後ダブルチェックを徹底していきましょうというようなことを共有し、会議の内容は、部長から課長、課長から係長、係長から各職員に共有されますので、その後の事前防止に役立っていると思っています。

今後につきましては、本年度の評価報告書を来年作ることになりますが、そのときにリスクをどう評価するのか、という点については、今回が初めてですので課題になろうかと思っております。

④ ５月 31 日の出納整理期間をもって自己評価シートを作成、提出します。それを監査に付しまして、９月議会で報告する予定です。

（愛知県コメント　総務課）

令和６年３月に国のガイドラインが改定されました。この改定と同時に公表された地方公共団体における内部統制資料集は、方針の策定例として、評価対象期間や対象事務の範囲、組織・会議の整備例として推進部局や評価部局の設置状況、リスクの分析評価方法、日常的モニタリングの取り組みなどの事例が記載されておりますので、導入検討の参考にしていただければと思います。

より一層の事務の適正な執行の確保に向けまして、内部統制制度の導入を検討いただければと思います。

議題４　広報板の管理運用について

（趣旨説明　北名古屋市）

北名古屋市では、市町村合併を機にそれぞれの町にありました掲示板を統一し、大半がアルミ製でガラス付きの掲示板を設置しました。その際に、官地、私有地にも設置しているものがありまして、近年経年劣化や宅地化の開発が進む中で修繕費用、移設の費用が我々の予算にも負担になるようになってきておりました。これからデジタル化が進められる中で、自治会にも、掲示板がどれだけ活用されているのかというアンケートを実施予定です。そういった中で、各市が掲示板の運用をどのように考えているかを参考にし、進めていきたいと考え提案いたしました。

（追加質問①　北名古屋市）

一宮市にお聞きします。

以前は町内会が設置する掲示板に対して補助があったが、令和２年度以降は補助を取りやめたと回答にありました。補助制度を廃止する際の経緯や、何か要望があったかをお聞きしたいと思います。

（追加質問①回答　一宮市）

令和２年まで補助を出しておりました。

ただ、デジタルサイネージやスマホ利用に進んでいくだろうということで、いつかは掲示板を縮小する考えはありました。

公費を出して町内会の掲示板を設置している以上、市に関係する掲示内容物であるべきだという考えが当時ありました。

一宮市ではその考えを順守して町内会が掲示板の運営をしていたと思います。一方、合併した自治体は、掲示物に厳密な縛りがなく自由に町内会が貼りたいもの（例として、氏子総代の張り紙など）を貼っていました。そういった状況に敏感な住民が増えてきたということも影響してどこかで線引きをする必要があり、「住民が、住民の自治会の中で、貼りたいものを貼れるように掲示板を使ってください。その代わり、市は一切手を引きますよ。」、という説明で補助をやめたという経緯がございます。

（追加質問②　北名古屋市）

大府市にお尋ねします。

回答の中で、令和２年度中に 23 基移管された、という記述がありますが、その修繕を地域で行っているということであれば、一宮市と同様になりますけども、自治会から要望や意見があったのかお聞きしたいと思います。

（追加質問②回答　大府市）

令和２年度に広報板について見直しを行いました。従前、市が管理する広報板は 61 基ありました。そのうち撤去せず残したアルミ製の 23 基については、市の広報板としては廃止し、必要に応じて移管を行いました。

廃止した背景としましては、情報発信媒体としての必要性と、老朽化も含め紙を貼ると数日経つと破れてくるなど景観の観点です。

23 基のうち広報板としてではなくて、公民館の掲示板として使っているものも一部あります。自治区等地域に確認したところ、６基６地区については、使いたいという希望がありましたので、公共施設の掲示板として転用したものです。

６基については地域に移管を行いました。その６基につきましては、元々地域の希望で移管したものですので、維持管理や修繕等は地域で行うということで移管を行いました。

（愛知県コメント　広報広聴課）

県には広報板がないので、個人的な感想になります。

この議題がきっかけで、意識して見てみますと名古屋市内でも広報板は各所にありました。ただ、情報発信の手段としてどうなのかなと思いました。名古屋市は、広報板は各所にある中で、なおかつ回覧板もあります。広報板は自治会が設置していると思っていましたので、市が設置しているとなると回覧板との使い分けはどうしているのかなと思いました。

議題５　広報紙の配布方法について

（趣旨説明　北名古屋市）

20 年近く前に、全戸配布している広報の配布を自治会からシルバー人材センターに切り替えました。その後、シルバー人材センターでも、社会情勢の変化とともに人材の確保の困難、配達員の高齢化による誤配などの問題が増え、今後同様の配布業務ができなくなるということで調整を図っているところです。

今後どのように見直していくかというところで議題として挙げさせていただいた次第です。

（追加質問①　北名古屋市）

一宮市にお聞きします。

回答の中で、今後、広報紙の削減・廃止、デジタル化を含め、研究中とありました。現段階で、具体的なお考えがあればお聞かせいただきたいなと思います。

（追加質問①回答　一宮市）

広報の配布については、町内会に加入していない人への配布も町内会にお願いしていますが、町内会の中には、非加入者には配布したくないという意見もあり、協力をお願いするのに苦慮しています。

一宮市では、出張所などの公共施設のほか、ファミリーマートへの広報配架を無償でお願いしています。配布されない方には、最寄りの施設で入手可能ですというご案内をしています。

一方、若い世代からは紙媒体での広報配布をやめたらどうかというご意見も届いています。そのため、町内会長への年度当初の依頼のときに、広報はデジタル Web でも見ることができます、スマホアプリを入れれば毎月届きます、というアピールをして、

町内会の負担軽減につなげられればと考えています。また来年新しく建つ新築マンションは、独立して町内会を設立する予定ですので、町内会全体で紙配布を止めてみてはというアプローチも考えています。
広報は、紙で市役所が全戸に配布するべきだ、という意見を持った方々に対して、デジタルで利用できますよ、回覧板も見ることができますよっていう案内を、一歩踏み込んで積極的に行うことで、何か結果が得られたらいいなというテスト段階です。
町内会が広報紙を配布しないということになると、町内会の崩壊にも繋がるのではないかという懸念もありつつ、テストをしているのが現状です。

（追加質問②　北名古屋市）
岡崎市にお聞きします。
いろいろなコンビニがある中で、なぜファミリーマートに広報を配架しているのでしょうか。また、配架をお願いする際に、覚書や契約書を交わされているのかというのも併せてお聞かせいただけたらなと思います。

（追加質問②回答　岡崎市）
元々岡崎市は、鉄道の駅や郵便局などで配布していましたが、自治会に入ってなくって駅や郵便局も遠いというご意見もいただいた中で、検討をしておりました。
たまたま岡崎市は、ファミリーマートとセブンイレブンと包括連携協定を締結しており、その中でファミリーマートが市内に 72 店舗と、数が多いため、まずファミリーマートにご相談をし、快く引き受けていただきました。
毎月、市から 10 部、20 部程度を各店舗に郵送していますので、郵送料のみかかりますが、その他の費用は発生しておりません。

（追加質問③　小牧市）
自治会が配布しているのは、広報だけではなく、市からのチラシやお知らせもあると思います。デジタル化が進んでいくっていうのが今の状況だと思いますけれども、犬山市が、「結ネット」という町内会の区民と町内会長と市を繋ぐようなアプリを導入していると聞いております。小牧市も「結ネット」で区民の人と区長と市を繋ぐものをやっています。４月現在 1,000 人ぐらいの登録があって、一部の地域で広報やチラシをデータで渡すということを試験的に導入しています。
独自のアプリで市民と繋がりを持つような取り組みをされているところ(犬山市の取り組みは把握しているため犬山市以外で)があれば教えていただきたいと思います。

（追加質問③ 該当市なし）

（愛知県コメント　広報広聴課）
愛知県は全国で唯一、広報紙を紙で発行せず、新聞に掲載しています。そのため、

あまり参考にはならないかと思います。
16 大都道府県広報広聴担当者会議でも、広報紙をどのように配っているかという調査を行っています。その中で、各世帯に配布を行っているところは、16 のうちの６だけで、行ってないのが９、そもそもそういう仕組みではないのが愛知県ということで 16 です。各世帯への配布を行っていないところは、新聞に折込んだり、各県有施設に配架しています。各世帯へ配布しているところは、市町村に委託したり、新聞折込とポスティングを併用したりしています。
もしよければ、この後、事務局を通じて、この調査結果を共有できればというふうに思っております。

議題６　広報配達の委託料について

（趣旨説明　東海市）
東海市では、広報誌の発行を原則月 2 回行っており、広報誌の配達については、私人である広報配達員と、シルバー人材センターに委託しています。
配達員による配達方法を導入して 15 年以上経ちますが、委託料の算定基準や単価は一度も変更しておりません。基準を決めたときの根拠についても不明です。
また、広報誌に掲載する情報量が多くなり紙面が増えたため、一部あたりの重さも増えており、高齢の配達員には今まで以上に負荷がかかっている状況です。こうした状況から、基準や単価の見直しを必要と考えておりまして、各市町の状況をお聞かせいただければと思い、今回議題に挙げさせていただきました。

（補足説明　田原市）
田原市の回答につきましては、委託料は年額０円という記載になっております。
これは、広報紙だけの委託料としては金額が算出できないためでございます。実際には、自治会に対する活動支援のための委託料がございまして、田原市には 106 の自治会がありますので、全体で年間約 4000 万円が委託料としてあります。
委託業務としては、広報紙だけではなくてイベント用のチラシ、各種団体から依頼を受けた回覧用配布物、それから草刈り活動といった環境美化など、自治会で行う活動に対するものを世帯割均等割人口割等で算出し、各自治会に振り分けています。広報紙についても毎月発行する中で配布をお願いしていますので、6-2 の答えについても同様に、広報紙だけの数字が出なかったということでご理解いただきたいと思います。

（追加質問なし）

（愛知県コメント　広報広聴課）
皆さんの回答を見ると 100 万円を下回るところもあれば数千万円のところもあって、様々だなという感想です。
先ほど紹介した県の 16 大都市都道府県の調査でも数千万円から億を超えていると

ころもあり様々です。ちなみに愛知県は新聞掲載で紙面の作成費と合わせて、中日、朝日、読売、毎日の４紙に年 12 回掲載して、2 億 4000 万円くらいです。各都道府県の例で見ても２億３億使って配布しているところもある中で、別に作成費もかかっているだろうし大変だなと思います。

愛知県も、新聞の世帯カバー率が年々下がっていく中で、いつまでこういう形でやっていけるかという悩みもあり、皆さんの回答を参考にさせていただければと思いました。

４　次年度当番市について

（市長会事務局）

建制順により、次年度の議長は江南市にお願いします。

（議長終了）

５　閉会（市長会事務局）

これをもちまして企画統計広報関係部課長会議を閉会します。

長時間にわたりありがとうございました。

以上